

ホームページ広告掲載基準

1. この基準は、ホームページに広告を掲載することで、同窓会に新たな財源を確保することを目的に制定する。
2. 広告掲載を希望する者は、その掲載する広告の内容について、あらかじめ同窓会理事会の承認を受けるものとする。
3. 次の各号のいずれかに該当する広告については、前項の承認をしないものとする。
 - (1) 法令等に違反する広告又はその恐れがある広告
 - (2) 公序良俗に反する広告又はその恐れがある広告
 - (3) 政治性のある広告
 - (4) 宗教性のある広告
 - (5) その他広告掲載をすることが不相当と認められるもの

4. 技術的基準

- (1) 大きさ等の規格
 - ①天地：60ピクセル
 - ②左右：120ピクセル
 - ③5KB以内
 - ④GIF形式（アニメーション可）
 - ⑤色調は文字色と背景色のコントラスト（明度差）を十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮すること。
 - ⑥文字やイラスト等の解像度については、適切な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。
- (2) 場所及び掲載数等
 - ①広告の場所は、原則として同窓会ホームページトップページの指定した画面位置とする。
 - ②掲載数はトップページに、最大10とする。
 - ③同一掲載者が掲載できる広告は同一ページ内では1枠までとする。
- (3) 禁止表現
誤解を与えるおそれがある下記のような表現は禁止する。
 - ①「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン、及びボタンの様に見えるもの
 - ②アラートマークのような注意喚起を促すためのイメージ又はそれに類似するもの
 - ③ラジオボタン又はラジオボタンの様に見えるもの
 - ④テキストボックス（入力できるように見えるもの）
 - ⑤プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
 - ⑥バナーの内容とリンク先の内容に関連性がないもの
 - ⑦いたずらに射幸心をあおるおそれのあるもの
 - ⑧ユーザーが同窓会ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれのある表現や、ユーザーが同窓会の事業であると錯誤するおそれのある文言等
 - ⑨その他会長が不相当と判断するもの

5. 広告の掲載期間

広告掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は当核年度末までとする。

6. 広告の掲載料

広告の掲載料は、1,000 円／月とし、掲載開始前に当該年度分を前納しなければならない。
年度途中において、掲載を中止した場合は、月割りで掲載料を返却するものとする。

7. その他、本基準に規定していない事項については理事会で定める。

付 則

この基準は、平成 1 8 年 5 月 2 8 日から施行する。